

**御坊市公式 LINE アカウント  
情報配信システム構築・運用保守業務委託事業者選定実施要領**

**1. 目的**

本要領は、御坊市公式 LINE アカウント情報配信システム構築・運用保守業務を委託する事業者を、公募型プロポーザル方式により受託候補者として選定するにあたり、必要となる事項を定めるものである。

**2. 業務委託の概要**

(1) 業務名

御坊市公式 LINE アカウント情報配信システム構築・運用保守業務

(2) 業務内容

別添「御坊市公式 LINE アカウント情報配信システム構築・運用保守業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり。

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 委託上限価格 (消費税及び地方消費税を含む)

- ・情報配信システム構築費 330,000円
- ・運用保守業務委託料 132,000円 (月額)

(5) 担当課及び書類、電子メール等の提出先

担当課：御坊市役所企画政策部企画政策課秘書室

住 所：〒644-8686 和歌山県御坊市藪350番地2

電 話：0738-23-5536 / FAX：0738-23-5077

電子メール：hisyo@city.gobo.lg.jp

**3. スケジュールの概要**

本プロポーザルに係るスケジュールは以下のとおり予定している。

- |                      |                     |
|----------------------|---------------------|
| (1) 募集開始             | 令和8年4月13日(月)        |
| (2) 質問書の受付期限         | 令和8年4月20日(月)16時(必着) |
| (3) 質問に対する回答         | 令和8年4月23日(木)17時     |
| (4) 参加申請書等の提出期限      | 令和8年4月30日(木)17時(必着) |
| (5) 参加資格確認通知書の送付     | 令和8年5月7日(木)         |
| (6) 企画提案書の提出期限       | 令和8年5月14日(木)17時(必着) |
| (7) 提案審査会(プレゼンテーション) | 令和8年6月1日(月)         |
| (8) 審査結果通知           | 令和8年6月中旬            |
| (9) 契約締結             | 令和8年6月下旬            |

#### 4. 参加資格

次の要件をすべて満たす法人とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定による一般競争入札の参加者の資格制限に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている者を除く。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団員法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
  - ア 暴力団員法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
  - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
  - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
  - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
  - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて本プロポーザルに参加しようとする者
- (4) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又はその団体に属する者でないこと。
- (5) 市（町村）税及び御坊市が行う貸付金を滞納若しくは遅延していないこと。
- (6) 地方公共団体で本構築等業務と同等以上の規模のシステム構築業務の導入実績があること。

#### 5. 質問書の受付及び回答

- (1) 質問書受付
  - ア 受付期限：令和8年4月20日（月）16時（必着）
  - イ 提出方法：質問書（様式1号）に質問事項を記入し、電子メールで本要領2(5)担当課宛てに提出
  - ウ 留意点
    - ・電子メールで送信後、電話により受信の確認を行うこと。
    - ・電子メール以外での提出は受け付けない。
    - ・質問書の内容に疑義が生じた場合は、市から質問者へ問い合わせをする場合がある。
- (2) 回答
  - ア 回答日時：令和8年4月23日（木）17時

イ 回答方法：御坊市公式ホームページに掲載

ウ 留意点

- ・仕様書等に関する質問の回答は、仕様書等の記載内容の追加又は修正とみなす。
- ・同趣旨の質問が複数あった場合は、まとめて回答する。
- ・質問者の名称等については公表しない。

## 6. 現場説明会

企画提案書など応募書類の作成等について、説明会は開催しない。

## 7. 企画提案の概要

仕様書等の内容を踏まえ、次の項目について図や画面イメージなどを用いて分かりやすく簡潔に記載すること。

### (1) 画面のデザイン

ア リッチメニューのデザイン案

イ 利用者側の操作画面

### (2) 機能（利用者・管理者）の概要や特徴

ア 「御坊市公式 LINE アカウント情報配信システム構築・運用保守業務委託仕様書」に定めるセグメント配信機能等各機能の概要や特徴

イ 管理者側の画面や操作方法

ウ 管理者側の事務負担を軽減する工夫や特徴

### (3) セキュリティ・実施体制

ア 情報漏洩を防止するためのセキュリティ対策やサーバの保管等

イ 障害発生時の対応

### (4) 業務スケジュール

### (5) 追加提案

本実施要領及び仕様書に記載のない事項で、友だち登録者増加、利用者・管理者の利便性向上、管理者の事務負担軽減、効果的な情報配信などに関する提案があれば記載すること。また提案は本業務の委託料の範囲内で実現可能か、別途費用が必要になるか明示すること。

### (6) 留意事項

ア 企画提案書には目次を付し、各ページにはページ番号を表示すること。

イ 他の方式等との比較を具体的に記述するなど、本市が的確に評価できるように工夫すること。

ウ 他の公共団体における公式 LINE アカウントのシステム構築・運用受託実績がある場合は記入すること。

エ 本市は提出された企画提案書等に基づき評価を行うため、評価項目に対する提案内容を漏れなく記載すること。また、企画提案書の内容は、見積金額の範囲内で提案者が実現できる内容とすること。

オ 企画提案書には、難解な語句等に注釈や解説を加え、必要に応じて図表等を用いる等、可能な限り簡潔かつ明瞭で専門的な知識を持たない者でも理解しやすい表現で記述すること。

## 8. 本プロポーザルへの参加

本プロポーザルへの参加を希望する者は、以下により書類を提出すること。

### (1) 参加申請書、企画提案書等

ア プロポーザル参加申請書（様式2号）

イ 企画提案書（任意様式）

A4判、原則横向き、両面印刷長辺綴じとする。

ウ 会社の概要が分かる資料（任意様式）

エ 見積書（任意様式）

システム構築費、月額の運用保守業務委託料など、本業務に係るすべての経費について詳細な内訳を明記すること。

オ 業務実績一覧書（様式3号）

カ 配置予定者調書（様式4号）

キ その他

- ・登記事項証明書（発行日から3か月以内のもの）
- ・誓約書（様式5号）
- ・市（町村）税完納証明書（本社所在市町村）
- ・御坊市が行う貸付金（御坊市住宅新築資金等貸付金）償還状況調査承諾書（様式6号）

### (2) 提出

ア 提出部数：上記ア、ウ、エ、オ、カ、キについては1部、イについては11部

イ 提出期限：上記ア、ウ、エ、オ、カ、キ 令和8年4月30日（木）17時（必着）  
：上記イ 令和8年5月14日（木）17時（必着）

ウ 受付時間：月曜日から金曜日（祝日を除く）9時～17時まで

エ 提出先：本要領2(5)担当課宛て

オ 提出方法：電子メール・郵送（書留郵便に限る。）

- ・電子メールで提出する場合は、すべてPDF形式とすること。
- ・電子メールで送信後、電話により受信の確認を行うこと。
- ・郵送で提出する場合は、期限までに必着のこと。なお、事故等による未着について本市では責任を負わない。

カ その他

- ・提出された書類は返却せず、提出後の差し替え、追加及び削除は認めない。
- ・企画提案書の内容については、本市に帰属するものとする。
- ・提案は1案とする。

- ・提出書類は非公開とするが、本業務の受託者については、提出書類の全部又は一部が公開の対象となることがある。

### (3) 辞退

参加申請書を提出した者が参加を辞退する場合は、以下により速やかに書類を提出すること。

- ア 提出先：本要領2(5)担当課宛て
- イ 提出書類：辞退届（様式7号）
- ウ 提出方法：郵送（書留郵便に限る。）
  - ・事故等による未着について本市では責任を負わない。

## 9. プロポーザル参加資格確認通知書の送付

提出された書類により参加資格の確認を行い、通知書を送付する。

### (1) 送付

- ア 送付予定日：令和8年5月7日（木）

## 10. 提案審査会（プレゼンテーション）

### (1) 審査方法

受託候補者の選定にあたり、本市において審査委員会を設置し、企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングにより審査し、別紙「評価基準表」に基づき評価する。

- ア 実施日時：令和8年6月1日（月）  
詳細については、プロポーザル参加資格確認通知書により通知する。
- イ 実施場所：御坊市菌350番地2 御坊市役所4階会議室401
- ウ 注意事項
  - ・プレゼンテーションの時間は1者あたり30分以内、ヒアリング10分程度とする。
  - ・プレゼンテーション会場への入場は3名までとし、今後実務を担当することになるものを同席させること。
  - ・追加資料の配布は認めない。
  - ・プレゼンテーションに使用するマイク、スクリーン、プロジェクター、接続ケーブルは本市が用意する。その他必要となる機器（パソコン等）は提案者が持参すること。
  - ・プレゼンテーションは非公開とする。

### (2) 選定方法

- ア 参加者から失格者を除いた者のうち、提案審査会での各委員の評価点の合計（総得点）が最も高い者を、受託候補者として選定する。
- イ 上記アにかかわらず、総得点の得点率が6割未満の場合は、受託候補者として選定しない。
- ウ 提案が1者の場合であっても審査を実施し、その提案内容が上記イに該当しない場合は、受託候補者として選定する。

### (3) 選定結果の通知、公表等

#### ア 選定結果の通知

- ・6月中旬に、すべての提案者に審査の結果をプロポーザル審査結果通知書により通知する。

#### イ 選定結果の公表

- ・契約締結後、速やかに本市ホームページにおいて以下の事項を公表する。

##### 【公表事項】

- ・業務名
- ・受託者の名称、所在地、評価点

#### ウ 非選定理由の説明（情報開示請求）

- ・受託候補者として選定されなかった者は、結果通知を受けた日の翌日から起算して7日以内（土日祝日を除く）に、書面により、本市に対して非選定理由（選ばれなかった理由）についての説明を求めることができる。
- ・本市は、説明を求められたときは、その翌日から起算して7日以内（土日祝日を除く）に、書面にて回答する。ただし、選定結果に関する異議申し立て、プロポーザル参加者に関する情報、他の提案者の企画提案に関する情報、プロポーザルの各評価基準の得点の内訳等に関する問い合わせは受け付けない。

## 1 1. 参加手続の無効

次のいずれかに該当する場合には、提出された企画提案書等を無効とし、本プロポーザルへの参加資格を失うものとする。なお、受託候補者が、参加資格を失った場合には、次順位の者と手続を行う。

### (1) 無効要件

- ア 提出書類について、定められた体裁、提出様式の記載すべき事項等に適合しない場合
- イ 見積金額（税込）が予定価格を上回っている場合
- ウ 提出期限を過ぎて提出された場合
- エ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- オ 審査の公平性を害する行為があった場合
  - ・審査委員会委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
  - ・他の参加者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
  - ・契約相手方選定終了までの間に、他の参加者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- カ 本要領4「参加資格」を満たしていない場合又は満たさなくなった場合

## 1 2. 契約締結

- (1) 受託候補者に選定された者と本市との間で、委託内容、経費等について協議の上、合

意に至った場合に契約を締結する。協議の結果、契約の相手方として適合しないと判断した場合は、交渉の打ち切りを通知し、当該者を失格とするとともに、次順位者を受託候補者として交渉することとする。以後、契約の相手方が決定するまで、同様の手続を行う。

- (2) 選定された受託候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を受託候補者とする。

### 1 3. その他

- (1) 提出に関して必要となる費用は、すべて提案者の負担とする。
- (2) 提出書類以外に審査に必要な書類の提出を本市から求める場合がある。
- (3) 本業務の受託者は、受託した業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的かつ最大限有効に行う上で必要と思われる場合には、本市と協議の上、あらかじめ承認を受けて業務の一部を委託することができる。
- (4) 本業務の実施にあたっては、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働関係調整法（昭和21年法律第25号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、著作権法（昭和45年法律第48号）、その他の関係法令を遵守すること。
- (5) 本プロポーザルへの参加者は、受託候補者の選定後、本プロポーザル方式に係る要領等の内容について、錯誤等を理由に異議を申し立てることはできないものとする。
- (6) 本プロポーザルは、受託候補者の選定を目的として実施するものであり、提案内容を契約内容として確約するものではない。
- (7) 審査結果に対する異議申し立ては、受け付けない。
- (8) 書類等の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、時刻は日本標準時、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- (9) 参加者が1者の場合であっても、本プロポーザルは、成立するものとする。